

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を読む

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

神奈川県は10月21日、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を公布した（条例施行は平成5年4月）。神奈川県は、条例制定の経緯を次のように述べている（神奈川県ホームページ）。

▽ ▽ ▽

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。県はこのような事件が二度と繰り返されないよう、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、ともに生きる社会の実現を目指すとともに、津久井やまゆり園の再生と当事者目線の障がい福祉の推進に取り組んできました。障がい者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であるとの考えに至りました。このような認識の下、当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、本条例を制定しました。

△ △ △

そこで本稿では、県民意見募集の結果等や条例概要などから、障がい当事者や家族、支援者、支援団体、神奈川県民等がこの条例をどのように受け止めているのかなどを中心に、私（伊藤）なりに読み込んでみたいと思う。

1. 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリックコメント）の状況

(1) 条例骨子案に対する県民意見募集（パブリックコメント）の状況

① 実施方法

- 期 間 令和4年4月7日から5月9日
- 公表方法 県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、当事者団体等へのお知らせ
- 提出方法 ① フォームメール、郵送、ファクシミリ等
② 県の事務局との意見交換会（3月4日から6月11日の間で随時開催）
において直接ご提案

（参考）意見交換会の実施団体数 …… 県が把握する81団体のうち、意見交換の希望のあった60団体と実施

※定義（条例本文から）

- 1 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。
- 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。
- 3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- 4 「障害福祉サービス提供事業者」（略）

(3) 基本理念（第 3 条関係）

当事者目線の障がい福祉の推進は、全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられることを旨として図られなければならないこと等、基本理念を定めている。

(4) 県、県民、事業者及び障害福祉サービス提供事業者の責務（第 4 条～第 7 条関係）

当事者目線の障がい福祉の推進のための県、県民、事業者及び障害福祉サービス提供事業者の責務について定めている。

(5) 基本計画（第 8 条、第 9 条関係）

知事は、当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障がい福祉の推進に関する基本的な計画を定めなければならないこと等、基本計画について定めている。

(6) 意思決定支援の推進（第 10 条関係）

- ア 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならないこととした。
- イ 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備する。
- ウ 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行う。

(7) 障がい者の権利擁護（第 11 条関係）

- ア 障害福祉サービス提供事業者、障がい者の家族その他の関係者（イにおいてこれらを「関係者」という。）は、施設への入所その他の障がい者の福祉サービスの利用に際し

ては、障がい者の意思が反映されるよう配慮しなければならないこととした。

イ 関係者は、障がい者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならないこととした。

(8) 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止（第 12 条関係）

何人も、障がい者に対し、障がいを理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならないこととしました。

(9) 障がいを理由とする差別に関する相談、助言等（第 13 条関係）

ア 県は、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備する。

イ 県は、障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。

(イ) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。

(ウ) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(10) 社会的障壁の除去（第 14 条関係）

ア 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努める。

イ 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとした。

(11) 虐待等の防止（第 15 条関係）

ア 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行う。

イ 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障がい者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならないこととした。

(12) 虐待の早期発見等（第 16 条関係）

ア 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見のため、障

がい者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行う。

イ 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備する。

(13) 障がい者の家族等に対する支援（第 17 条関係）

県は、障がい者の家族等の日常生活における不安の軽減を図るため、障がい者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとした。

(14) 障がい福祉に係る政策立案過程への障がい者の参加の推進（第 18 条関係）

県は、障がい者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障がい者の参加を推進する。

(15) 障がい者主体の活動の促進（第 19 条関係）

ア 県は、障がい者主体の活動に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障がい者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努める。

イ 県は、県内において障がい者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努める。

ウ 県は、障がい者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障がい者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(16) 生涯にわたる障がい者への支援体制の整備（第 20 条関係）

県は、障がい者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。

(17) 高齢者施策等との連携（第 21 条関係）

県は、当事者目線の障がい福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図る。

(18) 支援手法に関する調査研究（第 22 条関係）

県は、障がいの特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努める。

(19) 中核的な役割を担う拠点の整備（第 23 条関係）

県は、当事者目線の障がい福祉の推進に資するよう、障がい者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努める。

(20) 地域間の均衡（第 24 条関係）

県は、当事者目線の障がい福祉に関する施策の実施に当たっては、障がい者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努める。

(21) 自立支援協議会の活動の推進等（第 25 条関係）

ア 県は、障がい者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域ごとに協議会を置くとともに、その活動を推進する。

イ 県は、地域の実情に応じた障がい者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図る。

(22) 人材の確保、育成等（第 26 条関係）

ア 県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材（イにおいて「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講じる。

イ 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講じます。

ウ 県は、障がい者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講じる。

(23) 財政上の措置（第 27 条関係）

県は、当事者目線の障がい福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(24) 施行期日等

ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

イ 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

なお神奈川県は同月 24 日、「県当事者目線の障害福祉推進条例」を誰もが分かりやすく理解できるよう、各条文や用語を平易に表現した「わかりやすい版」を公表した。条例制定の過程で意見交換を重ねた障がい当事者の発案、主導で作成された。県は条例の理解を広げる有効なツールとして活用していく考えだ。

3. 条例施行までに行うべきこと

① 意見募集結果にみる課題

神奈川県はこれまで、障害者差別解消に関する条例は策定されていなかった。したがってこの神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が障害者差別解消に関する条例ということになる。障害者差別解消に特化した条例としては、都道府県として40番目になる。

神奈川県は最初に紹介した県のHPで述べているように、平成28年7月に起きた津久井やまゆり園事件と、この痛ましい事件を契機に取り組みされた「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえたもので、障がい当事者や支援者もふくめて期待をもって策定された条例に違いない。

その意味からは、条例骨子案に対する意見募集の結果が注目された。意見募集結果は、意見件数610件であり、件数としては現在県のHPで公表されている「県立高校改革実施計画(全体)」の一部改定(素案)に関する意見募集が意見総数57件であったことと比較すると10倍以上であった。すなわち、県民の関心は高かったとみることができる。

ただし、県の件数報告は総件数のみで、その属性は明らかではない。たとえば障がい当事者、支援者などの意見がどのようなものであり、条例にどう反映したかなどは明らかではない。今回の件だけでなく、そもそも神奈川県の意見公表の仕方が今回と同じなのかも知れないが、工夫の余地があったのではないかと思う。

② 条例周知の課題

① とも関連するが、障害福祉サービス提供事業者や一般の県民の意見も定かではない。本件条例素案について行った県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、当事者団体等へのお知らせや、意見交換会(今回は意見交換の希望のあった60団体)などは行われたが、広く市民・県民を対象とした説明会等は開催されていない。このことも課題である。

条例施行までは約半年であるが、広く県民を対象にした条例説明会の開催を求めたい。

③ 基本計画策定の課題

基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとしている。

- 1 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- 2 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- 3 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策

- 4 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- 5 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- 6 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- 7 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- 8 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- 9 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- 10 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- 11 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- 12 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

盛りだくさんの施策内容である。どのような体制で基本計画案をまとめるかも課題である。多くの障がい当事者も参加した体制づくりを期待したい。市町村との意見交換における主な意見にあるように、体的な施策をどう盛り込むかが課題であるからである。

<参考資料>

- (仮称) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について
(当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会第11回 令和4年8月30日)
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/90999/n011_siry011.pdf
- 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～ (神奈川県HP) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html>
- 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～ (条例本文)
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/92233/jourei_zenbun.pdf
- 意見募集の結果について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/pub/c0197302.html>